

## 遊具定期点検業務仕様書

1 業務名 山口市公園遊具定期点検業務

2 業務内容

本業務は山口市内の都市公園に設置された遊具を「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（令和6年6月 国土交通省）に基づき安全定期点検を実施するものである。

3 履行場所 山口市 上堅小路 他 地内

4 期間 契約締結日の翌日から令和8年11月13日

5 安全点検業務内容

(1) 遊具の点検方法は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（令和6年6月 国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（JPFA-SP-S:2024 一般社団法人日本公園施設業協会）に準ずること。

(2) 点検作業は一般社団法人日本公園施設業協会が認定、登録する公園施設製品安全管理士が監修のもと、公園施設製品整備技士の資格を持つ者、または発注者が同等の資格者と認めた者でなければならない。

(3) 遊具の安全性の点検を、目視、触診、打診、聴診、寸法・位置の計測等を行い、遊具の変状や異常の有無を確認すること。

(4) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具については使用禁止処置を講じ、直ちに監督員に報告すること。

6 安全点検作業結果報告

(1) 点検結果については公園施設製品安全管理士、または発注者が同等の資格者と認めた者が監修し安全性の評価判定を行うこと。

(2) 安全点検終了後、点検結果総括表及び公園毎の点検調査報告書等を作成し、作業写真とともに速やかに監督員へ提出すること。

また、報告書等の成果品の提出は1部とし、また、そのデータをCDあるいはDVD-ROMに記録したものを1枚合わせて提出すること。

(3) 安全点検作業の結果で、緊急な修繕が必要な場合、報告書を作成すること。

7 判定基準

点検作業結果報告に基づき、遊具の安全性について以下の基準により総合的に判定を行うこと。

(1) 劣化診断評価については以下の4段階にて評価を行う。

a：健全な状態

b：軽微な劣化がある状態

c：修繕の必要な劣化がある状態

d：緊急修繕の必要な劣化がある状態

(2) 塗装診断評価（部分塗装）

A：健全な状態

B：部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態

C：全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態

8 その他

(1) 安全点検業務の実施にあたっては、点検作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの無いように十分な安全対策を講ずること。

(2) 作業中は、作業態度、服装、利用者に対する言動等に十分な注意を払うこと。

(3) 安全点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(4) 本業務に際して疑義が生じた場合は、監督員と密に連絡を取り協議を行うこと。

また、本仕様書に定めがない事項については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（令和6年6月 国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（JPFA-SP-S:2024 一般社団法人日本公園施設業協会）を準用すること。

(5) 【代価表の諸雑費】

#09 … 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。

#91, #92, #99 … 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。（※#01～#08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。）